

不動産を所有し、
相続人が複数いる

自分が亡くなった後の
二次相続まで指定したい

成年後見制度に頼らず、
家族に柔軟な管理を任せたい

家族信託のこと、 ご相談ください

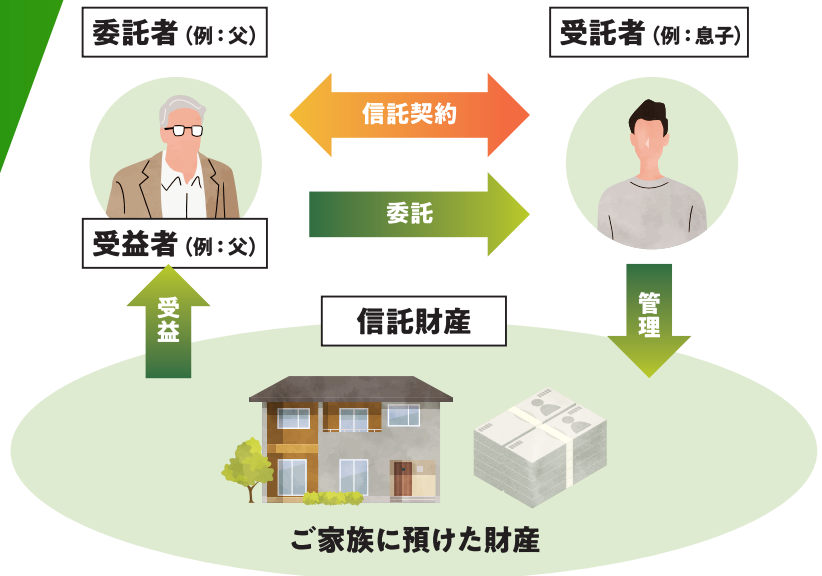
「もしものとき」に備えることは、ご家族への思いやり



家族信託とは？

信頼できるご家族やご親族に財産を託し、その管理・運用・処分を任せる仕組みです。

財産を託す方(委託者)があらかじめ目的を定め、その内容に基づいて、財産を託された方(受託者)が管理を行います。そのため、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合や、病気・事故などで意思表示が難しくなった場合でも、受託者が継続して財産管理を行うことが可能となります。認知症対策や資産凍結の回避、柔軟な資産承継を実現できる制度です。



メリット 1

自由度の高い 財産管理が可能



家族信託を事前に整えておけば、将来ご自身で財産を動かさなくなっても、信頼するご家族が決めた内容に沿って管理を続けられます。

メリット 2

遺言の役割も 果たせる



遺言と同様の機能を持たせ、生前の財産管理からご逝去後の承継先まで、あらかじめ定めることができます。

メリット 3

世代を超えた 承継が可能



最初の承継者だけでなく、その次の承継者まであらかじめ定めることができ、将来の承継の流れを事前に設計できます。

家族信託と法定後見制度の主な違い

	家族信託	法定後見制度
制度を開始できる時期	判断能力が十分なうちに契約	判断能力が低下した後に申立て
財産管理を行う人	信頼できる家族・親族などを指定できる	家庭裁判所が選任した後見人が担当
不動産の管理・売却の柔軟性	契約で定めた範囲内で対応可能	自宅売却などは家庭裁判所の許可が必要
期間	契約内容により自由に設定可能	原則として本人の死亡または判断能力回復まで継続
費用	契約時に一定の費用が必要 (継続的報酬は原則不要)	開始時費用は比較的少額 (継続中は後見人報酬が発生)

家族信託サービスの流れ



ナイス住まいの情報館は、皆さまの暮らしを幅広くサポートいたします。
 家族信託についてのご相談は、最寄りの店舗までお気軽にお問い合わせください。
 弊社提携の専門家も同席の上、ご相談をお受けいたします。

